

当社発電設備に係る点検・調査結果の概要

1. 点検・調査目的

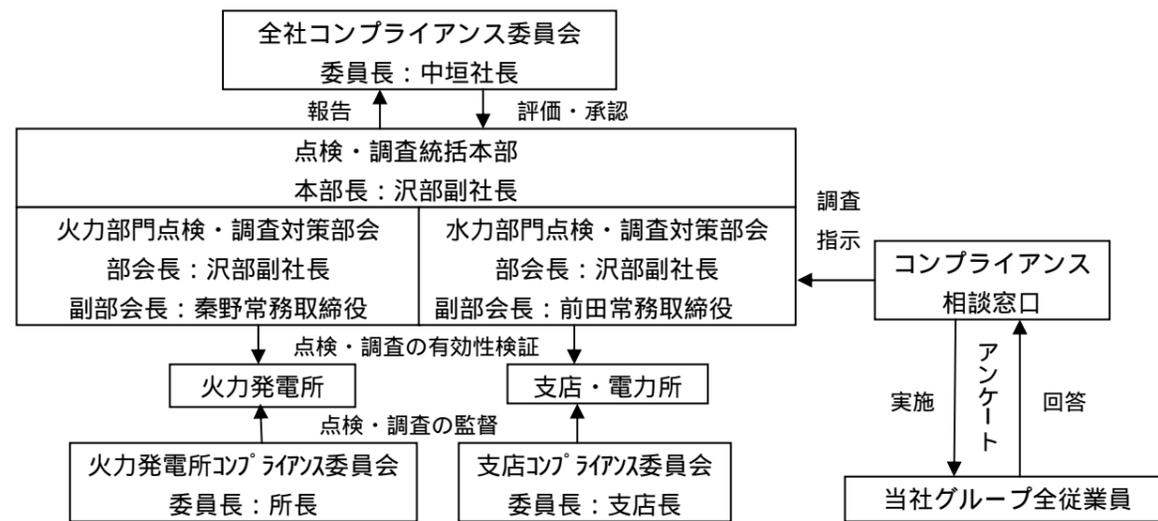
当社は、経済産業省より「発電設備に係る点検について」(経済産業省 平成 18・11・30 原院第 1 号)に基づき、当社の発電設備に係るデータ改ざん、必要な法的手続きの不備その他の同様な問題がないか点検を求められた。当社はこのような問題が生じたことを厳粛に受け止め、再発防止と今後のコンプライアンス体制の一層の充実に努めるべく、全発電所について関係法令等に係る不適切な取扱いがなかったのかを徹底して洗い出し、発電設備に係るデータ改ざん、必要手続きの不備その他の同様な問題がないか点検・調査を行い、その結果を取りまとめた。

当社は、今回の点検・調査をもって法令違反等の問題を出し切り、真摯な反省の下に再発防止策を講じていくことにより社会的信用の回復に取り組む出発点とする所存である。

2. 点検・調査体制

常設の「全社コンプライアンス委員会」の下に、今回の点検・調査の実施主体として「点検・調査統括本部」を設置し、さらに火力、水力の各部門ごとに「火力部門点検・調査対策部会」、「水力部門点検・調査対策部会」を置き、両部会が各機関(火力発電所及び支店)へ指示を出し各機関が点検・調査を実施した。

点検・調査の客観性・透明性を確保するため、全社コンプライアンス委員会及び各部会に弁護士がアドバイザーとして参加し、点検・調査プロセスについては、クロスチェックの観点から他部門の社員により検証した。



3. 点検・調査方法、調査対象等

(1) 調査方法

前述の点検・調査体制の下、対象となる発電設備に係る公式書類及び関連書類を洗い出し、それらを照合しながらデータの改ざん・不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他法令違反の有無の確認を行った。

この書類点検・調査により問題点が確認され又は疑義が発見された場合には、当該業務関係者(過去に当該業務関係者であった者、業務委託先等を含む)に対する聴取を行い、事実関係の確認及び原因究明を行った。

また、書類点検・調査を補完する目的で、当社グループ全従業員に対してアンケートを実施し、「発電設備に係る関係法令に関する反コンプライアンス事案への関与又は見聞の有無」及び「関与・見聞がある場合はその内容」について調査を行った。

(2) 調査対象

発電設備	設備総数	調査対象数	備考
火力	8 発電所 (15 ユニット)	8 発電所 (15 ユニット)	1 地熱発電所を含む
水力	59 発電所	59 発電所	

(3) アンケート実施状況

実施期間: 平成 19 年 2 月 8 日 ~ 平成 19 年 2 月 19 日

対象者: 当社及び主要子会社 7 社の全社員、並びにパート、派遣契約等の当社事業所内常駐者
計 6,700 名

回答数: 5,370 名 (回答率 80.1%)

申告数: 322 名

(4) 法令違反等の有無の判断基準

法令違反等の有無の判断に当たっては、個別案件について説明の上、弁護士の見解に従った。

(5) 法令違反事案の評価区分

データの改ざん又は不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反があったと判断した事案について、設備の保安維持・外部環境への影響の観点から、以下に示す区分により評価した。

< 評価区分 >

- A : 法令(環境保全協定・公害防止協定含む)違反が行われており、かつ設備の保安維持・外部環境に重大な影響のあるもの
 - B : 法令(同上)違反が行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響が小さなもの
 - C : 法令(同上)違反が広範囲又は継続的に行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響に問題はないもの
 - D : 法令(同上)違反が行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響に問題はないもの
- その他: コンプライアンスの観点から問題のある可能性があるもの

4. 点検・調査の結果

(1) 法令違反等の事案

発電設備に係る点検・調査の結果、データの改ざん又は不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反が、以下のとおり確認された。

いずれの事案も法令違反は是正済みであるか又は是正に向け関係行政機関と協議中である。

また、B 区分の事案については現時点までに設備の保安維持・外部環境に問題がないことを確認した。

種 類	評価区分	火力部門	水力部門
既報告分 (注)	-	なし	23 発電所 3 事案
追加報告分	-	8 発電所 (15 ユニット) 13 事案	9 発電所 3 事案
合 計	A	なし	なし
	B	1 事案	なし
	C	8 事案	2 事案
	D	なし	4 事案
	その他	4 事案	なし
		8 発電所 (15 ユニット) 13 事案	29 発電所 6 事案

注：水力部門においては、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 1 月 24 日に経済産業省へ報告した。
このほか河川法に関する国土交通省への既報告事案として 58 発電所がある。

(2) アンケートに基づいた調査結果

(1)の表中に掲げた事案のうち、アンケートにより申告のあった事案を調査した結果、発電設備に係る法令違反等が確認できたものが火力部門 5 事案、水力部門 3 事案、合計 8 事案あった。

5 . 原因究明

(1) 各事案に共通する背景・問題点

分 類	内 容
企業風土・社員気質に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 個人・組織に都合のよい自己解釈で行動 意思決定や判断が実質的に部門や職種内で行われ、また、お互いに他部門他職種の業務に口出ししない 組織内で問題が認識されても、内々に処理して隠そうとする意識（現場で問題を処理し、上位機関・監督官庁に報告しない） 電力の安定供給（出力確保、運転継続）を優先し、ルールに対する正しい解釈が働かなかった
内部統制システムに係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 担当者任せで、管理職・上位機関による不正や誤りをチェックする仕組みが機能していなかった 部門間・職種間の牽制が機能していなかった 内部監査によっても法令違反を防止、発見できなかった
その他	<ul style="list-style-type: none"> 業務に係る法令に対する知識不足・理解不足

(2) これまでのコンプライアンスの取り組み

当社では、これまでも企業理念及び企業行動規範に基づき、平成 15 年 4 月にコンプライアンス行動指針を制定、全社及び機関別のコンプライアンス委員会の活動を中心に、コンプライアンス相談窓口の設置やコンプライアンス講演会の開催、社内研修等、さまざまなコンプライアンス活動の推進に取り組んできた。今回の点検・調査を機に従来のコンプライアンスの取り組みを見直してみると、不十分であったと考える。

6 . 再発防止策

各部門において速やかに実施可能な再発防止策については、既に一部実施済みであり、また準備整次第、実施していく。

全社共通の背景・問題点に関する再発防止策について、以下の方向性で取り組むこととする。
特に、企業風土・社員気質の改革は、会社の経営層における議論にとどまらず、グループ企業間や職場単位の対話を繰り返し、当社グループ全体で長期的視野に立ち持続的な活動により浸透・定着させていかなければならない。

具体的再発防止策については引続き検討を行い、既実施のものも含め 4 月に改めて報告する。

共通する背景・問題点		再発防止策の方向性
分 類	内 容	
企業風土・社員気質に係るもの	個人・組織として都合のよい自己解釈で行動	職場内での対話を促す雰囲気作り 自己解釈を行わないルール作り
	意思決定や判断が実質的に部門や職種内で行われお互いに他部門・他職種への口出しを控える	部門間の人事交流
	組織内で問題が認識されても、内々に処理して隠そうとする意識（現場で問題を処理し、上位機関・監督官庁に報告しない）	責任の所在の明確化 企業倫理の徹底（特に管理監督者）
	電力の安定供給（出力確保、運転継続）を優先し、ルールに対する正しい解釈が働かなかった	ルールの遵守を最優先とする職場の雰囲気作り コンプライアンス教育の強化
内部統制システムに係るもの	担当者任せで、管理職・上位機関による不正や誤りをチェックする仕組みが機能していなかった	業務プロセスとそこに潜む不正・誤りの発生リスクの可視化と当該リスクへの対策
	部門間・職種間の牽制が機能していない	部門・職種間のコミュニケーションの活発化
	内部監査によっても法令違反を防止、発見できなかった	自己点検・自己監査及び業務監査の見直し
コンプライアンス推進活動に係るもの	PDCA サイクルが不十分	コンプライアンス推進体制の再点検
	全社活動と機関別活動の連携不足	全社員を対象とした効果的な研修の反復・継続
	コンプライアンス研修が不十分 コンプライアンス相談窓口の利用の少なさ	コンプライアンス相談窓口の活用の周知と対応窓口の多チャンネル化（外部委託含む）
その他	業務に係る法令に対する知識不足・理解不足	社員教育・研修の在り方の見直し 部門ごとの担当業務に係る法令の教育

7 . 今後の取り組み

当社ではコンプライアンスに関して全社的に様々な取り組みを実施してきたが、数多くの法令違反事案が防止・発見されないまま長年にわたり広範囲に行われていたことが判明した今回の点検・調査結果に鑑みると、コンプライアンス意識が社員に十分に浸透・定着せず、行動に結び付いていなかったことを率直に認めざるを得ない。

この事実を真摯に反省し、今後責任の所在を明確化した上で、当社経営陣そして社員一人一人が、さらには当社グループ全体が、再発防止に向けて企業風土・社員気質の改革、内部統制システムの充実及びコンプライアンスの推進を図り、社会の模範となるようたゆまぬ努力を継続していくこととする。

火力発電設備および水力発電設備における報告事案

1. 火力発電設備における報告事案（今回報告）

発電所名	調査区分	事案の内容	評価	備考
磯子、石川	手続き	溶接事業者検査・溶接安全管理審査の未実施 (磯子：ボイラー火炉側壁出口連絡管溶接補修) (石川：ボイラー管寄溶接補修)	B	平成 19 年 3 月 6 日 公表済
高砂、竹原、橘湾、 松島、松浦、石川	手続き	電気工作物の設置・変更に係る届出の未実施	C	
竹原、松島、石川	手続き	消防法の所定手続きを行わずに工事を実施	C	
磯子、高砂、竹原、 橘湾、松島、松浦、 石川	記録	発電用燃料棚卸（石炭等）データの改ざん	C	
高砂、竹原、松島、 松浦、石川、鬼首	記録	発電機定格出力超過時の電力量データの不適切な取扱い	C	
高砂、竹原、松島、 松浦、石川	記録	定期事業者検査の書類作成日の遡及	C	
竹原、松浦、石川	記録	定期事業者検査における不適切な取扱い (竹原・松浦：管理値超過に対する誤判定) (石川：機能試験要領の不備)	C	
高砂、松浦	記録	定期事業者検査試運転記録の改ざん (高砂：ボイラー給水ポンプ試験記録の改ざん) (松浦：4 / 4 負荷試験記録の改ざん)	C	
高砂	記録	記録計への紙はさみによる記録改ざん	C	
松島、石川	手続き	許可品目以外のもの等の灰捨て場への投棄	*1 その他	
松浦	計器	環境データの不適切な取扱い (松浦：不適切な放水口温度計の使用)	その他	
磯子	計器	取水口温度計へのタイマー設置	*1 その他	
高砂	記録	焼却炉灰中六価クロム分析報告値の不適切な取扱い	その他	

*1：取扱いについて関係行政機関と協議中。

2. 水力発電設備における報告事案

電気事業法に関する事案

事案の内容	評価	備考
[既報告]届出・認可申請不備（13 発電所）	D	平成 18 年 12 月 20 日 経産省報告・公表済
[既報告]貯水池及び調整池堆砂状況報告におけるデータの不適切な取扱い（12 発電所）	C	平成 18 年 12 月 20 日 経産省報告・公表済
[既報告]貯水池及び調整池堆砂状況報告におけるデータの不適切な取扱い（田子倉発電所）	C	平成 19 年 1 月 24 日 経産省報告・公表済
[既報告]ダム漏水状況報告におけるダム水位データの不適切な取扱い（大黒谷ダム）	C	平成 19 年 1 月 24 日 経産省報告・公表済

その他の法令違反等（今回報告）

事案の内容	評価	備考
消防法の届出不備	D	
工事廃材の不適切な処理	D	
社内規程（保安規程）の記録の不適切な処理	D	

河川法に関する事案

事案の内容	備考
河川法第 26 条他 許可申請不備（41 発電所）および水利使用規則に基づく報告におけるデータの不適切な取扱い（9 発電所）	平成 18 年 12 月 20 日 国交省報告・公表済
水利使用規則に基づく報告におけるデータの不適切な取扱い（4 発電所）	平成 19 年 1 月 24 日 国交省報告・公表済
各種観測機器などにおける取水量等の観測・記録の適正性を阻害するような措置（58 発電所）および河川法第 23 条又は同条に基づく許可に係る条件の違反	平成 19 年 3 月 14 日 国交省報告・公表済